

うるま市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

うるま市水道事業
うるま市長 中村 正人

うるま市水道事業規程第 3 号

うるま市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規定

うるま市水道事業給水条例施行規程（平成 1 7 年うるま市水道事業規程第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（用途の種類） <u>第 2 0 条 条例第 2 1 条第 2 項に規定する用途の適用基準の細目は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 営業用 飲食業、事務所、宿泊施設、病院（県立病院を除く）、福祉施設、グループホーム、社会福祉法人、サービス業、その他営利を目的に使用する場合をいう。</u> <u>（2） 官公署用 官公署、学校等及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。</u> <u>（3） 基地用 アメリカ合衆国軍隊の用に水道を使用する場合をいう。</u> <u>（4） 臨時用 給水工事、各種イベント、その他の臨時用メーター取付開栓に使用する場合をいう。</u> <u>（5） 船舶用 船舶用に水道を使用する場合をいう。</u> <u>（6） 演習用 消防用に水道を使用する場合をいう。</u> <u>（7） 家庭用</u> <u>ア 主に日常生活（生活用水）に使用する場合をいう。</u> <u>イ 前号以外の用に水道を使用する場合をいう。</u>	（用途の種類） <u>第 2 0 条 条例第 2 1 条第 1 号に規定する営業用の種別は、家庭生活に関係のない目的で使用する場合をいう。</u>

備考 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。